

# ブロック塀等耐震対策事業補助制度

那智勝浦町では、地震発生時、ブロック塀などの倒壊による被害の軽減や避難路の寸断を防ぐことを目的として、危険な塀の撤去や撤去後に設置する新たなフェンス等に対する補助を行っています。

ご希望の方は、お気軽に相談・お申込みください。



## 対 象

道路に面したコンクリートブロック造、レンガ造り、石造り等の塀  
(道路面から高さ0.6m以上で長さ2m以上のもの)

## 補 助 額

- ①ブロック塀等の撤去 (※対象は全撤去となります)  
撤去に要する費用の9/10以内【上限30万円】
- ②フェンス等の設置  
撤去後、フェンスや生垣等の設置に要する費用の1/2以内【上限10万円】

## 補助対象者

塀の所有者で、町税等を滞納していない方等

## 受付期間

令和4年5月6日(金)～令和4年6月3日(金)

※申請件数が予算を上回る場合は、優先度が高い順に補助決定となります。

また、期間内に申込件数に満たない場合は、随時申し込みを受け付けます。

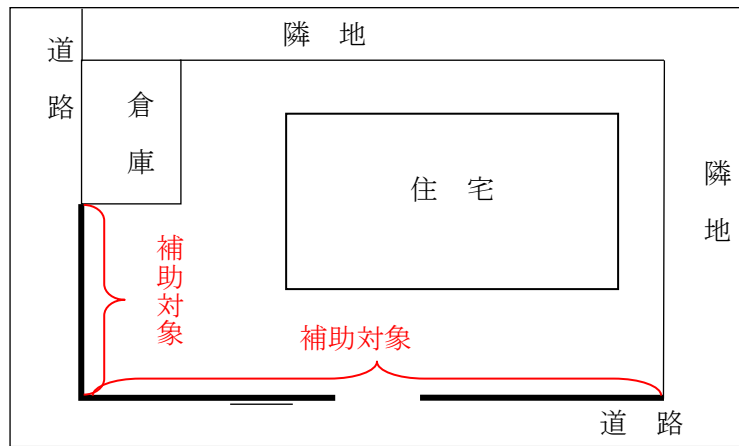
(完了実績を令和5年2月28日(火)までに提出できること。)



自助・共助・公助で備える。  
災害から身を守ろう【自助】  
地域で、皆で取り組む【共助】  
行政が取り組む【公助】

申込みについての詳細は「裏面」をご覧ください。

## 【補助対象となる例】



### ◎補助事業の手続きの流れ

#### ①補助金の交付申請

次の書類を揃えて提出してください

1. 補助金交付申請書（様式第1号）
2. 敷地の位置図
3. 工事の概要がわかる図面
4. 施工業者が発行した見積書又はその写し（内訳が記載されているものに限る。）
5. 現況写真（撤去するブロック塀等の状況が分かるもの。）

#### ②交付決定

補助金の交付が決定したことを申請者あてに町から通知します。

決定通知書が届いてから施工業者と契約してください。

#### ③工事の実施

交付決定後に変更が生じた場合は変更申請書類を提出してください。

#### ④実績報告書類の提出

工事終了後、速やかに実績報告書類を提出してください。

1. 実績報告書（様式第5号）
2. 写真（施工前・施工中・完了後等の確認ができるもの。）
3. 領収証等又は写し

#### ⑤確定通知

補助金の確定を申請者あてに通知します。

#### ⑥交付請求

補助金振込先口座を記入し提出してください。

#### ⑦補助金の支払い

町から補助金が申請者の指定した口座に振り込まれます。



ブロック塀等耐震対策事業のお問い合わせ  
那智勝浦町役場  
総務課 防災対策室（☎29-7121）